

# 東京大学音楽部管弦楽団

## 演奏会開催における感染症対策ガイドライン

第1版 令和2年12月3日

本ガイドラインは、東京大学音楽部管弦楽団(以下、当団)が演奏会を開催するに際しての、新型コロナウイルス感染症への対策を包括的に定めたものです。

当団は、東京大学音楽部管弦楽団 百周年記念 スプリングコンサート 2021 を開催するに際し、[「演奏会開催における感染症対策ガイドライン」](#)(以下、本ガイドライン)のほか、お客様へのご説明資料[「ご来場時の新型コロナウイルス感染症対策のお願い」](#)、実施指針を定めた[「スプリングコンサート 2021 実施指針」](#)(以下、実施指針)、[「チケット販売規約」](#)を定めており、本ガイドラインに附属します。また、団の活動に際しては、[「活動指針 COVID-19 対応マニュアル」](#)(以下、活動指針)が定められるとともに、[「奏者の身体的距離に関する提言」](#)が提出されており、これらも本ガイドラインに附属します。

本ガイドラインと各種指針・マニュアルが異なる内容を定める場合、より詳細な、または感染対策の観点から評価してより厳しい制約を課す内容が優先されます。

当団は、本ガイドライン並びにそれに附属する各種指針・マニュアルを遵守いたします。また、本ガイドライン等の想定しない事態、又は本ガイドライン等が前提とする情勢からの著しい逸脱が生じた場合には、大学をはじめとする関係各所と緊密な連携をとった上で慎重な判断を行い、本ガイドライン等を改定の上、遵守いたします。

## 第1章 感染者等発生時の対応

- 1.1 練習期間中の対応 p. 4
  - (a) 団内に濃厚接触者が出た場合
  - (b) 団内に陽性者が出た場合
  - (c) 団内に複数の感染者が出た場合
- 1.2 公演期間中(公演日より起算して直前2週間)の対応 p. 4
  - (a) 団内に濃厚接触者が出た場合
  - (b) 団内に感染者が出た場合
- 1.3 地方公演実施中の対応 p. 4
  - (i) 濃厚接触者が発生した場合
  - (ii) 陽性者が発生した場合

## 第2章 通常の練習

- 2.1 「活動指針 COVID-19 対応マニュアル」(活動指針)の策定 p. 6
- 2.2 練習活動に際して p. 6
  - (a) 練習前
  - (b) 練習中
  - (c) 練習後
  - (d) その他

## 第3章 演奏会の開催

- 3.1 演奏会開催の判断 p. 7
- 3.2 演奏会の中止 p. 7

## 第4章 演奏会準備段階における感染防止策

- 4.1 広報活動 p. 7
- 4.2 チケット等郵送 p. 7

## 第5章 演奏会におけるお客様の感染防止策

- 5.1 チケット販売と発券 p. 8
  - 5.1.1 チケット販売規約の作成
  - 5.1.2 お客様情報の収集
  - 5.1.3 感染防止対策の周知
  - 5.1.4 払い戻しの周知
  - 5.1.5 当日券・当日預かりの扱い
  - 5.1.6 配席数等
- 5.2 感染防止策 p. 9

- 5.2.1 ご来場前
- 5.2.2 ご来場時
  - (a) 接触感染防止
    - (a-1) お客様同士の接触感染
    - (a-2) お客様と団員(ホール係員)の接触感染
  - (b) 飛沫感染防止
    - (b-1) お客様の対応
    - (b-2) 団員の対応
  - (c) マイクロ飛沫感防止
  - (d) その他
- 5.2.3 ご来場後

## 第6章 出演団員の感染防止

- 6.1 平常時 p. 12
- 6.2 ツアー公演時 p. 12
  - 6.2.1 移動時
  - 6.2.2 宿泊時
- 6.3 舞台裏・楽屋等での対策 p. 13

- 第7章 ガイドライン等の改定について p. 14

## 第1章 感染者等発生時の対応

当団は、団内に濃厚接触者又は感染者が発生した場合、活動の時期に応じて以下の対応を採ります。

### 1.1 練習期間中の対応

#### (a) 団内に濃厚接触者が出た場合

濃厚接触者となった団員は、保健所の指示に従い、活動への参加を見合わせる。保健所より待機命令が解除されたことを団が確認した後、活動への復帰を認める。

#### (b) 団内に陽性者が出た場合

団の活動は陽性者の発覚時点から停止とする。活動再開は基本的に感染者が最後に参加した練習の二週間後を予定するが、こちらも医療機関の判断を仰ぐ。

PCR 検査により陽性判定を受けた団員は、大学の所定の手続きに従い、所属部局の連絡窓口へ報告を行った後、必要情報を開示する。

団は学生支援課および大学保健センターへ連絡を行い、団の記録している当該団員の活動/接触履歴を報告する。濃厚接触者の判定などは医療機関に従い、その判定が済むまで、接触の疑いのある者は自宅待機を行う。

#### (c) 団内に複数の感染者が出た場合

手続きは(b)に従う。

ただし団の活動中にクラスターが発生したとみられる場合、保健所や学生支援課の調査を受けた上、活動内容に問題がないことを確認するまでは活動再開を見送る。

---

### 1.2 公演期間中(公演日より起算して直前2週間)の対応

#### (a) 団内に濃厚接触者が出た場合

濃厚接触者となった団員は、保健所の指示に従う。医療機関から許可が出るまでは、当該団員は以降の公演の出演を取りやめる。

#### (b) 団内に感染者が出た場合

医療機関や保健所の指示に従うが、団の大半が濃厚接触者と判定される可能性は高く、活動再開の目処もすぐには立たないため、直後の公演は中止とする。

---

### 1.3 地方公演実施中の対応

#### (i) 濃厚接触者が発生した場合

現地に滞在する場合は、団として旅行会社と連携し、宿泊施設の手配を支援する。尚、現地に滞在せず帰宅する際は保護者等の送迎を原則とし、公共交通機関の使用を禁止とする。

#### (ii) 陽性者が発生した場合

陽性者が発生した場合は、その地区の保健所へその旨を連絡する。

重症であれば入院の必要がある。軽症の場合には、保健所から軽症者用の宿泊療養施設の紹介を受ける。尚、現地に滞在せず帰宅する際は保護者等の送迎を原則とし、公共交通機関の使用を禁止とする。

上に定める対応を取る他、地方公演の実施にあたっては、事前に以下の情報を収集し、関係各所と速やかな連携が取れるよう整える。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・保健所の連絡先<ul style="list-style-type: none"><li>会場となるホールが所在する地域を管轄する保健所</li><li>団員が宿泊するホテルが所在する地域を管轄する保健所</li></ul></li><li>・各行政主体の連絡先(必要に応じて)</li></ul> |
|--|

## 第2章 通常の練習

### 2.1 「活動指針 COVID-19 対応マニュアル」(活動指針)の策定

当団は、活動の本拠である東京地域の感染状況、並びに政府・東京都・大学等の要請を勘案し、限定的に活動を再開します。活動の範囲については、活動指針により個別に定め、遵守します。また、定期的に活動指針を見直し、改定を行います。

本活動指針は、当団団員の他、当団の活動に参加するエキストラ、トレーナーにも適用されます。

---

### 2.2 練習活動に際して

#### (a) 練習前

活動を行う場合は、事前に執行部への申請を求める。申請は、執行部を介して大学へと伝達される。申請により、全活動参加者を把握する。

活動当日は、全活動参加者に対し健康観察記録フォームへの回答を求め、検温を含めた体調の確認、感染症対策の手順の確認を実施する。

#### (b) 練習中

当日、練習会場に入る前に検温と手指の消毒を行う。

練習中は、マスクの着用や、消毒、換気などの基礎的な感染対策に努めるとともに、物品の共用の自粛などを行う。詳細は活動指針に定める。

奏者の距離に関しては、「[奏者の身体的距離に関する提言](#)」に基づき、弦打楽器のみ 1m の間隔とし、指揮者並びに管楽器を起点とする距離は 2m とする。

#### (c) 練習後

施設管理者の定める手順に従う。

#### (d) その他

大学施設の利用は、施設管理者の定める利用指針に従う。

活動前後の会食は禁止とする。また、活動以外における団員同士の交流についても制限を課す。

会議等、演奏以外の活動はオンラインの利用を推奨する。

団員が感染者、濃厚接触者(疑いを含む)、体調不良者となった場合は、健康観察記録フォームを介して執行部に連絡を行わせる。詳細は「活動指針」に定める。

## 第3章 演奏会の開催

### 3.1 演奏会開催の判断

当団は、活動の本拠たる東京地域および、公演地域の感染状況を注視するとともに、国や各自治体の対応を考慮し、演奏会の開催を慎重に判断します。また、施設管理者と緊密に連携し、その指示に従います。

---

### 3.2 演奏会の中止

演奏会の中止を決定した場合は、速やかに各種媒体を通じてお客様に周知を行います。

## 第4章 演奏会準備段階における感染防止策

### 4.1 広報活動

広報活動においても、感染症対策を念頭に慎重な活動を行います。

---

### 4.2 チケット等郵送

チケット等の封入は、間接接触を避けるため手指消毒の上で実施します。また、必要に応じて手袋の使用を検討します。

## 第5章 演奏会におけるお客様の感染防止策

### 5.1 チケット販売と発券

#### 5.1.1 [チケット販売規約](#)の作成

チケットの販売に際しては、お客様と齟齬なくチケットの販売、引き渡し、並びに必要な情報の収集を行えるよう、チケット販売規約を作成し、お客様の同意の下、各種サービスを実施いたします。

#### 5.1.2 お客様情報の収集

チケットの販売に際しては、チケットの発券・郵送業務に必要な個人情報の他、新型コロナウイルス罹患者等が発生した場合、事後に連絡を行えるよう、氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・座席番号を収集し、名簿を作成します。

収集した個人情報には、公演終了より起算して1ヶ月を目安に保存し、適切に破棄します。尚、アンケートを用いて任意に収集する顧客情報はこの限りではありません。

#### 5.1.3 感染防止対策の周知

演奏会の宣伝並びにチケットの販売に際しては、当団が実施する感染症対策についてお客様に十分なお説明を行い、必要な範囲でお客様にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 5.1.4 払い戻しの周知

体調不良者(2.2.2(d)参照)は、チケット代金を払い戻しの上ご入場をお断りします。又、体調不良を理由にご来場を取りやめたお客様で、払い戻しを希望されるお客様に対しても、返送等に係る手数料を除くチケット代金を払い戻します。

チケット販売規約に払い戻しに関する項目を定め、お客様への周知、並びにご同意の上での販売を行います。

#### 5.1.5 当日券・当日預かりの扱い

当日、会場受付での密集を避けるため、事前にチケットをお買い求めいただ



くよう周知いたします。加えて、会場受付でのチケットのお渡しも密集の原因となるため、郵送に必要とされる時間を見込んだ余裕のある注文へのご協力をお願いかけます。以上により、事前にチケットをお客様にお渡しできるよう努めます。

### 5.1.6 配席数等

配席数は、演奏地域の感染状況や各種要請等を総合的に判断し、収容定員を上限として設定します。ただし、演奏時に出演者との距離を確保するため、前方の座席の販売を見合わせます。また、濃厚接触者を特定するため、全公演で指定席制とします。

尚、配席数を既に発売されたチケット枚数より減らす場合は、当該公演に関する全ての販売を中止した上で、既にチケットを購入されたお客様を対象に再度席の分配を行います。この操作は払い戻しの対象となります。

---

## 5.2 感染防止策

### 5.2.1 ご来場前

お客様に対しては、厚生労働省による [「新型コロナウイルス接触確認アプリ\(COCONA\)」](#) の活用をご案内します。

また、演奏会当日は検温を含め体調の確認にご協力いただき、体調不良者についてはご来場をお控えいただくようご案内します。尚、体調不良者とは以下に該当するお客様をいいます。

- ・37.5度以上の発熱がある方、又は平熱に比べて高い発熱がある方。
- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方。
- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚や嗅覚の異常、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節や筋肉の痛み、下痢、吐き気等の体調不良の方。
- ・PCR検査等により新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方。
- ・過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染省が引き続き拡大している国・地域から日本に入国された方、又は入国された方との濃厚接触がある方。(該当の国・地域は [厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」](#) 内「[入国拒否対象地域](#)」を参照。)

この他、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患をお持ちの方や妊娠中の方など、特別の配慮を要するお客様に対して、医師の判断や関係機関の情報を

ご確認の上、慎重な判断をされるよう、ご案内します。

## 5.2.2 ご来場時

ご来場のお客様に対しては、「3密」の回避を念頭に、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染の予防に努めます。各取り組みについては、[「ご来場時の新型コロナウイルス感染症対策のお願い」](#)を通じて、お客様に事前に周知いたします。

### (a) 接触感染防止：直接・間接の接触による感染の防止

#### (a-1) お客様同士の接触感染

間接接触による感染を防ぐため、施設管理者と連携の上、手すり、座席の肘掛け、扉取手、トイレなど、多数のお客様が触れる箇所の消毒を行う。また、消毒用アルコールを設置する。

#### (a-2) お客様と団員(含ホール係員)の接触感染

直接接触による感染を防ぐため、チケットの半券の切り離し、贈答品・花束のお預かり等のサービスを中止する。チケットの取り扱いについては4.1.4を参照。また、接触の可能性があるサービスは極力避け、サービスを行う際は手袋の着用を検討する。

間接接触による感染を防ぐため、アンケートはWeb形式を一部または全部に導入し、筆記用具の貸出しを中止する。

### (b) 飛沫感染防止

#### (b-1) お客様の対応

お客様に対し、マスクの着用を求める。当日、窓口に予備のマスクを常備し、必要に応じてお客様にお渡しする。

マスクを着用した状態であっても、会話は最小限にするよう求める。また、咳エチケットの実施を求める。

「ブラボー」等の発声を控えるよう事前に周知する。また、発声を伴う「歌声ひびく野に山に」の輪唱は中止する。

#### (b-2) 団員の対応

受付係員は、お客様と適切な距離(概ね1m以上)を保つとともに、常時マスクを着用するほか、必要に応じてフェイスシールドの着用を行う。

また、施設管理者と連携の上、窓口ではアクリル板等の設置を検討する。

### (c) マイクロ飛沫感防止

施設管理者と連携の上、十分な換気がなされるよう配慮する。また、換気に伴う冷暖房の不尽をお客様にお伝えする。

(d) その他

お客様が密集することを避けるため、時間差入場の呼びかけ、分散退場の実施を行う。また、お客様の距離を確保できない恐れがあるため、ロビーコンサートは実施しない。

来場後、入場に際しては検温を実施し、発熱があるお客様のご入場をお断りするとともに、返金手続きを行う。また、入場時に 5.1.1 に定めるお客様情報の収集が適切に行われていることを確認し、不備がある場合は収集への協力を依頼する。

施設管理者の指針により、クローク、バーカウンターのサービスが停止されることがある。事前に施設管理者に確認の上、適宜お客様にご案内する。

出演者との面会は禁止とし、出待ち等も行わないよう案内をする。

### 5.2.3 ご来場後

ご来場のお客様が、終演後一定の期間内に体調に不調をきたした場合、速やかに医療機関への受診を行われるよう、ご案内します。また、2週間以内の罹患については、当団へ連絡をなさるよう、ご案内します。

## 第6章 出演団員の感染防止

### 6.1 平常時

平常時の感染対策は、本ガイドライン 第2章 通常の練習 をご参照下さい。

---

### 6.2 ツアー公演時

ツアー公演に特有の考慮事情につき、個別に検討を行い、詳しい規定を定めた[実施指針](#)を策定します。また、策定にあたっては、大学をはじめとする関係各所と調整を行います。

#### 6.2.1 移動時

移動時は、団内・団外の感染拡大防止に努めます。その上で、外部との接触機会を減らすため、原則として団体行動を行います。

公共交通機関を利用する際は、各事業者の指針に従うとともに、一般利用者にも最大限の配慮を行います。

個別行動は例外に留め、団として把握、管理を行います。別行動を希望する団員は、事前の行動予定表と事後の行動履歴の提出を必須とします。また、別行動時に接触する第三者に対しても当団指針と同等の感染症対策に努めることを求めます。尚、提出された予定表が感染症対策の観点から不適切とされる場合は、別行動の申請を却下します。

#### 6.2.2 宿泊時

宿泊時は、団内の感染拡大防止に努めます。部屋の換気など基本的な感染対策を実施するとともに、一つの部屋に団員が集中しないようにします。

食事は、コンビニでの購入やテイクアウト等を利用することで、ホテル室内で済ませることを原則とします。例外として、別行動に準じて行動予定表(事前)・行動履歴表(事後)を提出することを条件に、外食を認めます。ただし、複数団員での外食は禁止します。

飲食を伴わない外出に関しては、行動履歴(事後)を提出することを条件に、少数人数での外出を認めます。ただし、公共交通機関を利用する場合は行動予定表(事前)の提出も併せて求めます。また、公共交通機関を利用した外出が、遠方に及ぶことがないように、申請を審査します。

1日の終わりには、行動履歴を収集し、必要に応じて保健所や医療機関・大学に提供できるよう管理を行います。

### 6.3 舞台裏・楽屋等での対策

演奏会当日(ツアー中にあつては移動日を含む)は、毎朝検温を含め体調の確認を行います。

楽屋の利用を最小限に抑えるため、本番衣装は可能なかぎり着用した上で会場入りをします。会場での飲食は、十分な間隔(1m以上)を確保した上で、会話を控えるなど、最大限の配慮を行います。また、十分な間隔を確保できるよう、楽屋だけでなく会議室等、他の施設の追加借用を検討します。

舞台や受付周りの設営は、担当団員を予め指定し、最小人数での設営を目指します。受付の運営も同様とします。

リハーサル、本番中の奏者間距離は「奏者間距離に関する提言」に基づく団の活動指針に準ずる他、施設管理者との協議により適切に定めます。

その他、手指のこまめな洗淨、消毒、マスクの着用など、基本的な感染症対策を実施します。

## 第7章 ガイドライン等の改定について

本ガイドライン、各種指針・マニュアルは、必要に応じて適宜見直され、改定されます。これらの改定において、重大な変更にあたる場合と当団が判断する場合は、各種媒体を通じてお客様にご案内いたします。

尚、[チケット販売規約](#)は当団[演奏会特設サイト](#)にて、その改定を告示します。  
以上

### 附記

本資料に関するお問い合わせは、チケットをお買い求めの公演ごとに、以下のアドレスまでお願いします（[at]を半角@に置き換えてご送信ください）。

東京公演 : tokyo2020[at]ut-orch.com  
神奈川公演 : kanagawa2020[at]ut-orch.com  
名古屋公演 : aichi2020[at]ut-orch.com  
関西公演 : kansai2020[at]ut-orch.com  
福岡公演 : fukuoka2020[at]ut-orch.com